

議会運営委員会委員長報告書

令和4年6月22日

議会運営委員会に付託されました陳情6件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第11号「2020年4月23日の議会運営委員会における条例違反の「委員会傍聴禁止」の決定の誤りを認め、これを撤回し、市民に謝罪することを求める陳情書」、陳情第12号「2021年2月8日の議会運営委員会における条例違反の「予算委員会傍聴禁止」の決定の誤りを認め、これを撤回し、市民に謝罪することを求める陳情書」、陳情第13号「2021年8月31日の議会運営委員会における条例違反の「決算委員会傍聴禁止」の決定の誤りを認め、これを撤回し、市民に謝罪することを求める陳情書」、陳情第14号「2022年2月15日の議会運営委員会における条例違反の「予算委員会傍聴禁止」の決定の誤りを認め、これを撤回し、市民に謝罪することを求める陳情書」の以上4件は、関連がありますことから、一括して審査しました。

一括審査した陳情4件は、議会運営委員会における各「委員会傍聴禁止」、「予算委員会傍聴禁止」、「決算委員会傍聴禁止」の決定の誤りを認め、これを撤回し、市民に謝罪することを求めるものです。

初めに、議会事務局より、事務局としては、既に当委員会で決定された内容について、見解を述べる立場にないと考えます。

との意見がありました。

また、本審査の過程において、議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 陳情第11号に不採択の立場で討論する。

令和2年4月7日から緊急事態宣言が発令されている最中、令和2年第2回定例会での一般質問は中止とし、委員会審査は4日間を2日間に短縮するなど、新型コロナウイルス感染症対策が図られた。流山市議会基本条例第17条第4項にある「委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならない」ことは当然認識しているが、その逐条解説では、「特別な事情を除く」とある。その上で、「委員会の市民傍聴

の中止」の決断がなされた点を考慮する。そして、議会事務局からの答弁にもあったように、地方自治法上は、本会議については規定があるのに対して委員会については公開に係る規定が存在しないことから、本会議に適用される公開原則は、委員会には適用されないと解されているとのことであった。

よって陳情要旨にある「完全に法律の誤った解釈である」との指摘については整合性を見出せない。

なお議会基本条例については解釈の齟齬が生じないような表現とするよう、今後も議会運営委員会として精査をして頂くことをお願いする。

2 陳情第11号から陳情第14号の以上4件に不採択の立場で討論する。

国会や千葉県議会を参考に、日本国憲法や法体系上、「禁止」という強い行動制限の言葉は、わが党として「強い自粛」に留めるよう提言をしておくことが妥当だったと、2年半の感染対策を経験し、今は捉えている。

しかしながら、2020年4月23日は、新型感染症のウィルス特性、感染経路、そのリスクや症状が不透明な部分が多く、緊急事態宣言下であったこと、一人議員の傍聴を保障しつつも、会派に所属する議員傍聴すら制限せざるを得なかったこと、ネット中継は継続し、委員会における議員の発言制限をせず、議案審議を保障していたことを考慮すれば、議会運営委員会の決定はやむを得なかったものと捉えている。

残る、2021年2月8日、8月31日、2022年2月15日の予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会に対する「傍聴禁止」についても、広くネット公開を確保していること、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置期間中であることはもとより、市内における1日新規感染者数の過去最多を更新する感染拡大が、各期日の前に確認されていること、委員会室の広さと議案質疑の答弁にあたる職員の出席確保すること、感染拡大期でも、議会を休まず、確実に議事進行を保障し、当時政府等から提唱された感染者を生ませない必要整備に苦心していたことから「傍聴禁止」という決定はやむなく確認してきた経緯があり、誤りと限定できる要素はなく、撤回も謝罪も必要なしと考える。

3 陳情第11号から陳情第14号の以上4件に不採択の立場で討論する。

若い傍聴者が増え、議会が活発になることについては共感できるが、傍聴禁止とした期間はいずれも新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置や緊急事態宣言の期間であり、議会としては職員や市民の安全を守ることが最優先であると考えます。よって議会運営委員会の決定については誤っていたとは思わない。

がありました。

採決の結果、陳情第11号から陳情第14号の以上4件については、いずれも0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第17号「議会選出の監査委員が必要か（現代の日進月歩の日本へ）流山市議会議員28名全員による研究調査討論を求める陳情書」について報告します。

本件は、議会選出の監査委員が必要か流山市議会議員28名全員による研究調査討論を求めるものです。

執行部からの見解は特になく、審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

当局への質疑に対する答弁で、議員選出監査委員の選任については、市の行政運営や事業をよく理解していること、市民目線で監査をすることができ、バランスの取れた監査が行われていることは確認できた。地方自治法の一部改正後、様々な見解があることは認識しているが、現段階では、議会選出監査委員は必要であると考え、流山市議会議員28名全員による研究調査等は、必要ではないと判断する。

2 採択の立場で討論する。

「議会監査が必要かどうか」について、「討論」まで求められているので、わが党として、議会選出の監査委員を、以下の理由からなくすべきだと考えている。

1 地方自治法等の一部が改正され、議会から選出される監査委員をなくすることができるようになったこと。

2 平成21年地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」でも、議会から選出される委員は、「短期で交代する例が多いことや、当該地方公共団体の内部にある者であり、その監査が形式的になりがちではないか」との指摘があること。

3 地方公共団体の監査制度について、その役割の重さに鑑み、不断の見直しが求められ、監査委員の権限の強化・独立性・専門性を高める

ことが必要であり、議会は、監査委員とは別の立場から議会本来の機能として自治体行政に対する監視機能を果たしていくべきであると考え

る。

しかし、陳情書が求めている議会監査の廃止には、廃止した場合の委員補充に伴う財政の在り方、廃止できない場合でも公正不偏の担保方法など課題は多々ある。その大前提として、28名の流山市議会議員全員が合意し、納得したうえで議論を始める必要があることから、陳情を採択し、調査・研究し、議論をまとめる必要がある。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

最後に、陳情第18号「流山市議会運営の一部改善（改定）を求める陳情書」について報告します。

本件は、傍聴者、障害者の目線に寄り添った感覚を持つこと、及び傍聴規則の重要性を正しく理解すること、並びに各委員会への傍聴手続きの簡素化を求めるものです。

初めに、議会事務局より、陳情者が項目1で主張するとおり、議会運営にあたり、傍聴者、障害のある方に寄り添うことは大切であると、常々考えています。

そのため、本会議においては、平成25年9月に、聴覚障害により補聴器等を使用されている方の聞こえを支援する設備である磁気ループを傍聴席へ設置した他、令和元年第3回定例会からは、千葉県内では他の議会に先駆けて、手話言語通訳を導入し、本会議場スクリーンやインターネット同時中継で手話通訳を見ることができるようにし、少しでも聴覚に障害のある方に寄り添った議会運営となるよう努めてきました。

なお、障害のある方といっても、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、そのほか心身の機能の障害がある方で、障害や社会的な障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている方など、障害の種類も多岐にわたり、身体障害に限っても、聴覚、視覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内臓機能などの疾患による内部障害と多岐にわたります。

そこで、「障害の種類、程度は多岐にわたる」ということ、「市民一人一人状況が異なる」ということを常に意識し、引き続き、障害のある方も含め、市民に寄り添った議会運営を心してまいります。

次に、項目2について、「傍聴規則」に限らず、法令等を正確に理解し遵守することは、市職員として当然のことと考えます。

次に、項目3について、例として掲げられている「障害をお持ちの方向けに手続きを簡素化する」対応よりも、「障害のある方への合理的配慮」により行うべきものと考えます。

なお、手続きの簡素化は、障害のある・なしにかかわらず、取り組むべきことであり、常に事務改善を進めて参ります。その一例として、議員へ面会する際の「面会票記入の廃止」が挙げられます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

議会傍聴者への最低限度の配慮及び障害者、弱者への配慮について、議会事務局から市の現状と併せて確認することができ、問題はないと判断する。

2 採択の立場で討論する。

流山市議会として障害者への合理的配慮と、傍聴者また議員各位におけるバリアフリーの取り組みを順次進めている。しかし、障害者の障害の多様性は様々であることから、流山市議会としては、引き続き、その都度適正に対応するべきだと考える。

ただし、今回陳情者が提出されている、「傍聴規則の重要性を正しく理解してください」という項目については、陳情者自身が議会の静粛さや正当な質疑答弁等の議事進行への影響へも大きく関与していると言わざるを得ないことから、是非とも他の傍聴者等への影響も加味して頂き、傍聴人心得については十分守っていただくよう、切にお願いしたい。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

以上